

組 合 公 報

平成 3 0 年 6 月 4 日

富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3

富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第 5 号 富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について …… 2

公告第 6 号 富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について … 8

公告第 7 号 監事の就職について …………… 12

○ 公告第 5 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、平成 30 年 5 月 30 日開催の第 156 回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第 5 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

平成 30 年 6 月 4 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 36 条第 2 項中「23 条 3 の 3」を「23 条 3 の 2」に改める。

附則第 8 項中「23 条 3 の 3」を「23 条 3 の 2」に改める。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 変更後の第 36 条第 2 項及び附則第 8 項の規定は、平成 29 年 8 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金の支給及び一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金の支給及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
第1条 ～ 第35条 (略) (家族療養費附加金) 第36条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)以上のものの(以下この項において「家族高額療養費負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養費負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象療養負担額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象療養負担額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象療養負担額に25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 3 ～ 5 (略) 第36条の2 ～ 第50条 (略)	第1条 ～ 第35条 (略) (家族療養費附加金) 第36条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)以上のものの(以下この項において「家族高額療養費負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養費負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象療養負担額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象療養負担額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象療養負担額に25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 3 ～ 5 (略) 第36条の2 ～ 第50条 (略)	70歳以上75歳未満の組合員等が受けた療養に係る高額療養費について、負担能力に応じた負担を求める観点から、算定基準額の見直しが行われたに伴い、地共済法施行令における高額療養費の条文が繰り上げられたため、引用条文の規定を整備するもの。

変 更 前	変 更 後	備 考
附 則 1 ～ 7 (略) 8 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が 50,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、100,000 円) を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額 (100 円未満の端数があるとすきは、その端数を切り捨てる。) とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 号イからニまでに掲げる金額のうち 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 以上のもの (以下この項において「高額療養費負担額」という。) が 1 件のみであり、かつ、高額療養費負担額に合算された高額療養費負担額以外の金額 (以下この項において「特定合算対象額」という。) が 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 未満の場合にあつては、高額療養費負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) を加えた額を控除して得た額に相当する額 (100 円未満の端数があるとすきは、その端数を切り捨てる。) とする。 9 ～ 14 (略)	附 則 1 ～ 7 (略) 8 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が 50,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、100,000 円) を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額 (100 円未満の端数があるとすきは、その端数を切り捨てる。) とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のうち 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 以上のもの (以下この項において「高額療養費負担額」という。) が 1 件のみであり、かつ、高額療養費負担額に合算された高額療養費負担額以外の金額 (以下この項において「特定合算対象額」という。) が 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 未満の場合にあつては、高額療養費負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) を加えた額を控除して得た額に相当する額 (100 円未満の端数があるとすきは、その端数を切り捨てる。) とする。 9 ～ 14 (略)	同上

理 由 書

健康保険法による 70 歳以上の者の高額療養費の算定基準額が見直されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正され、高額療養費の支給要件及び支給額に関する条文が繰り上げられたため、定款の引用条文の規定を整備するもの。

項 目	説 明
1 変更の目的	社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、健康保険法による高額療養費の算定基準額が見直されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正され、高額療養費と本組合が定める医療費の自己負担額との差額を支給する家族療養費附加金及び一部負担金払戻金に関する規定を整備する必要があるため、定款の一部を変更するもの。
2 内 容	(1) 高額療養費の支給要件及び支給額に関する地共済法施行令の条文が、次のとおり繰り上げられたことに伴い、定款第 36 条第 2 項（家族療養費附加金）、定款附則第 8 条（一部負担金払戻金）において規定する引用条文も繰り上げるもの。 ・ 現行：施行令第 23 条の 3 の <u>3</u> → 改正後：施行令第 23 条の 3 の <u>2</u> (2) 【参考】高額療養費の算定基準額の見直し内容 <u>70 歳以上 75 歳未満の組合員又は被扶養者が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額について、次のとおり見直された。</u> ① 現役並み所得者（標準報酬月額 28 万円以上） ・ 外来療養に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げる。 ② 一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下） ・ 外来療養に係る算定基準額について、現行の 12,000 円から 14,000 円に引き上げる。 ・ 新たに、自己負担額の年間（前年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 144,000 円の算定基準額を設ける。 ・ 世帯合算（入院療養含む。）に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げるとともに、新た多数回該当 44,400 円の算定基準額を設ける。
3 施 行 期 日	公告の日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用

○ 公告第6号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正については、平成30年5月30日開催の第156回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

平成30年6月4日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 40 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 5 号中「23 条の 3 の 3」を「23 条の 3 の 2」に改める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年6月17日規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

（傍線部分は、改正箇所を示す）

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第4条（略） （貸付金の限度額） 第5条 貸付金の限度額は、次の各号の掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。 (1)～(4)（略） (5) 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うべき金額又は支払った金額から、施行令第23条の3の3の規定により同条第1項第1号イからへまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額 (6)（略） 2～7（略） 第6条～第21条（略）	第1条～第4条（略） （貸付金の限度額） 第5条 貸付金の限度額は、次の各号の掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める金額とする。 (1)～(4)（略） (5) 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うべき金額又は支払った金額から、施行令第23条の3の2の規定により同条第1項第1号イからへまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額 (6)（略） 2～7（略） 第6条～第21条（略）	70歳以上75歳未満の組合員等が受けた療養に係る高額療養費について、負担能力に応じて負担を求めた観点から、算定基準額の見直しが行われたことに伴い、地共済法施行令における高額療養費の条文が繰り上げられたため、引用条文の規定を整備するもの。

理 由 書

健康保険法による 70 歳以上の者の高額療養費の算定基準額が見直されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正され、高額療養費の支給要件及び支給額に関する条文が繰り上げられたため、貸付規則における引用条文の規定を整備するもの。

< 主な内容 >

- 高額療養費の支給の対象となる療養に対する貸付「高額医療貸付」の貸付限度額の算定基準における高額療養費の引用条文を繰り上げる。
(第 5 条第 1 項第 5 号)

・ 現行：施行令第 23 条の 3 の 3 → 改正後：施行令第 23 条の 3 の 2

○ 公告第7号

監事の就職について

地方公務員等共済組合法第13条第7項及び富山県市町村職員共済組合法第28条第9項の規定に基づき、平成30年5月30日開催の第156回組合会において下記の者が監事に選挙され、同日付けで就職したので、地方公務員等共済組合法第14条第4項の規定に基づき公告する。

平成30年6月4日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

記

役職名	氏名	所属市町村名(職名)
監事	桜井森夫	小矢部市(市長)

※ 監事の任期は、平成30年5月30日から平成30年11月30日まで